

むつざわスマートウェルネスタウン住宅入居者募集要項

睦沢町に定住を希望する「子育て世帯」「新婚世帯」を対象に『むつざわスマートウェルネスタウン住宅』の入居者の追加募集を行います。

1. 住宅の概要

- (1) 住宅の所在地
千葉県長生郡睦沢町森
- (2) 募集世帯
1世帯
- (3) 貸主
睦沢町
- (4) 指定管理者
むつざわスマートウェルネスタウン株式会社

2. 住宅のタイプ

- ①子育て・新婚世帯向け戸建住宅（木造2階建て）1戸
敷地面積：182 m²（55坪）
延床面積：81 m²（24坪）
※詳細は別紙1「住宅配置図」、別紙2「住宅一覧」参照

3. 入居資格

(1) 入居者の要件

- ①月額収入^{※1}が家賃の4倍以上であり月額所得^{※1}が48.7万円以下であること。
- ②世帯要件として次のいずれかに該当するものであること。

ア. 子育て世帯	同居者に18歳未満 ^{※2} の者、又は妊娠している者がいる者
イ. 新婚世帯	配偶者（婚姻の予約者を含む）を得て5年以内の者
- ③入居しようとする者又は現に同居しようとする者に、市区町村税等の滞納がないこと。
- ④入居しようとする者又は現に同居し、もしくは同居しようとする者が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）に該当しないこと。
- ⑤募集住宅の住民で組織する組合へ加入すること。
- ⑥入居しようとする者が、入居後に居住用としてのみ使用すること。
- ⑦入居後5年以上定住すること。
- ⑧入居後に住民票をむつざわスマートウェルネスタウン住宅のある住所へ異動すること。

※1 会社からもらった給与や、パートやアルバイトで得た給与は「収入」です。

「収入」から「必要経費」を引いて残った額が、「所得」となり、「収入」と「所得」は異なります。所得の計算方法は、別途公表する募集要項（パンフレット版）をご覧ください。

※2 年齢については、申込日を基準とします。

(2) 連帯保証人の要件

- ①住宅の入居にあたっては、年間総収入額の月割りが家賃の4倍以上である連帯保証人が必要です。
- ②入居者の月額所得が15.8万円以上である場合は、家賃6か月分以上の預金残高等を有する者を連帯保証人とすることもできます。

4. 家賃及び敷金

家賃：子育て・新婚世帯向け戸建住宅 60,000円/月

敷金：家賃の3か月分

5. ライフライン

(1) 電気

- ・施設内に電力を供給する「株式会社CHIBAむつざわエナジー」による供給となります。

(2) ガス

- ・本住宅はオール電化住宅であり、ガス栓がありませんので、都市ガス、プロパンガス等を使用する機器は使用できません。

(3) 水道

- ・長生郡市広域市町村圏組合による供給となります。

(4) 汚水処理

- ・合併処理浄化槽が建物毎に設置しています。
- ・月額家賃と別に、浄化槽の使用料（基本料金1,000円/月（税別）、入居者1人当たり500円/月（税別））がかかります。

(5) 電話・インターネット

- ・電話回線、インターネットのご使用にあたっては、入居者ご自身で通信業者等に利用申込みをお願いいたします。また、費用についてはすべて入居者の負担となりますのであらかじめご了承ください。

※「CHIBAむつざわエナジー」の電気と、NTT東日本の「フレッツ光」がお得になったプラン「むつざわ光」もあります。

6. 通学等

睦沢こども園（約1.4km）スクールバス有（希望者）1,000円/月

睦沢小学校（約3.3km）スクールバス有、無料

睦沢中学校（約3.4km）スクールバス無

7. 交通

JR茂原駅まで約9.2km、JR上総一ノ宮駅まで約7.0km

路線バス JR上総一ノ宮駅から大多喜行き ふはや部早下車 徒歩1分

J R 茂原駅から道の駅行き 道の駅下車 徒歩1分
※路線バスについては、町から運賃の2分の1補助制度があります。

8. 入居に当たっての注意事項

- ①入居に当たっては、当賃貸住宅について必要な注意を払い、正常な状態に維持していただくようお願いいたします。入居者の責めに帰すべき事由によって当賃貸住宅を滅失またはき損したときは、これを原状に復すか、そのための費用を賠償していただきます。
- ②身体障害者補助犬を除く動物（ハムスター、観賞用小鳥などを含む全てのペット）の飼育はできません。
- ③以下の行為は、睦沢町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例第20条で禁止されています。
 - ・銃砲、刀剣類又は爆発性を有する物その他これらに類する危険な物を製造し、又は保管すること。
 - ・大型の金庫その他の重量の大きな物を搬入し、又は備え付けること。
 - ・配水管を腐食させるおそれのある液体を流すこと。
 - ・楽器、テレビ、ステレオ等の音を必要以上に大きく出すこと。
 - ・上記のほか、周辺環境を乱し、又は他の入居者に迷惑を及ぼす行為をすること。
- ④この住宅では、まち並みや美観の統一性を図り、入居者が気持ちよく住むことのできる空間を提供するために、各戸敷地内に緑地（芝生、樹木等）を設置しております。入居者は、この緑地について、必要な注意を払い、正常な状態で維持管理する義務を負います。
- ⑤居住者による組合の設立を予定しています。同組合の組合費の負担、及び同組合活動への参加をお願いいたします。また、本町の他の地域活動等への積極的な参加をお願いいたします。

9. 入居の申込期間及び場所

(1) 申込期間

令和5年6月7日～令和5年6月30日

(2) 申込場所

〒299-4492 千葉県長生郡睦沢町下之郷 1650 - 1
睦沢町役場企画財政課企画班

(3) 申込方法

所定の申込用紙に必要事項を記入し、次の必要書類を添付の上、郵送または窓口へ直接持参してお申込みください。

○ 添付書類

【入居者世帯分】

- ①世帯全員の住民票の写し（交付日より3カ月以内のもの）
- ②同居しようとする親族がある場合は、当該同居しようとする親族との関係を証す

る書類

- ③所得を証する書類（令和4年分の所得証明書）
- ④税の滞納がないことを証する書類（令和4年分の納税証明書又は非課税証明書）
- ⑤婚姻の予約者がある場合は婚姻予約確認書

【連帯保証人分】

- ①住民票の写し（交付日より3カ月以内のもの）
- ②所得を証する書類（令和4年分の所得証明書）

※申込用紙は、睦沢町役場企画財政課企画班へ直接請求するか、睦沢町のホームページからダウンロードしてください。

○ 睦沢町ホームページ <http://www.town.mutsuzawa.chiba.jp/>

10. 入居者の選考方法

- ・ 申込書について厳正な審査を行い、入居資格を満たしていれば入居を決定します。

11. 入居の時期

契約書等の書類が整いしだい入居日を確定します。

- ・ 入居日以降に、入居者へ鍵を渡す
- ・ 入居者は、入居後14日以内に、転入届（町外から入居する場合）または転居届（町内から入居する場合）を町へ提出

12. 現地見学会

随時受け付けますので、下記までお問い合わせください。

13. 無償譲渡物件

入居者は契約と同時に、今回募集する賃貸住宅内に所在の下記物件について、無償で譲渡を受けることになります。

譲渡後の撤去、処分、修繕等について一切の費用は入居者負担となります。

- ・ エアコン3台（1Fリビング、2F主寝室・洋間）
- ・ インターネット回線設備1式

14. お問い合わせ先

〒299-4492 千葉県長生郡睦沢町下之郷 1650 - 1

睦沢町役場企画財政課企画班

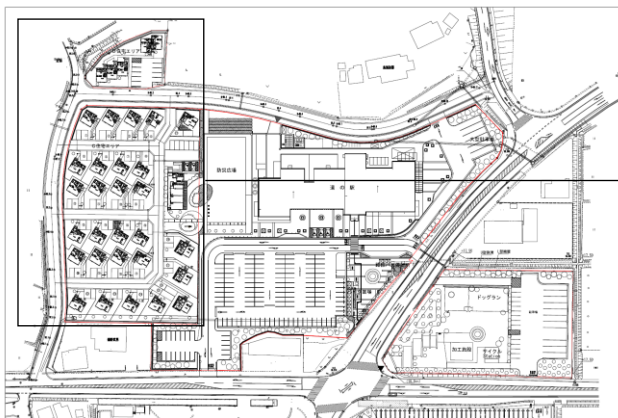
TEL : 0475 - 44 - 2501

FAX : 0475 - 44 - 1729


E-mail : seisaku@town.mutsuzawa.chiba.jp


住宅配置図

むつぎわスマートウェルネスタウン全体図（縮尺：1/4,000）

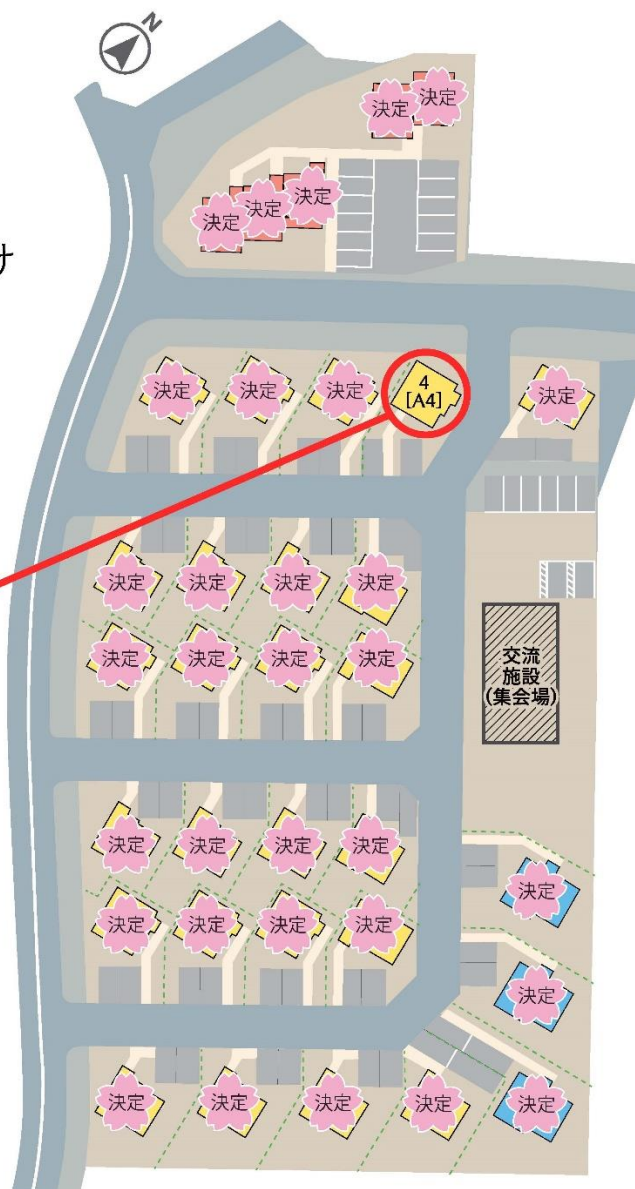


むつぎわスマートウェルネスタウン住宅配置図（縮尺：1/1,000）

 子育て世帯、新婚世帯向け
戸建て住宅
(木造二階建て)

 決定 入居済みの住宅

募集する住宅



住宅一覧

番号	分類	敷地面積	延床面積	家賃
8	子育て・新婚世帯向け 戸建住宅（木造2階建て）	182 m ² （55 坪）	81 m ² （24 坪）	60,000 円/月

入居までの流れ（予定）

【入居者公募の公表】令和 5 年 5 月 24 日

- ・町広報及び町ホームページ等で、入居者の公募に必要な事項を公表



【現地見学会】

- ・令和 5 年 6 月 7 日以降随時実施



【申込受付】令和 5 年 6 月 7 日～令和 5 年 6 月 30 日

- ・入居希望者は、地域優良賃貸住宅入居申込書及び申込に必要な資料を町へ提出



【入居資格審査】令和 5 年 7 月上旬

- ・入居希望者が入居資格を満たしているかを厳正に審査



【抽選・説明会】令和 5 年 7 月中旬

- ・抽選を行い、入居決定者、入居補欠者を決定



【入居手続き】令和 5 年 7 月下旬

- ・入居者は、町へ賃貸借契約書等の提出、敷金の納付、自治会下部組織（組合）への加入申込み等を提出



【入居可能日】令和 5 年 9 月 1 日以降

- ・入居可能日以降に、入居者へ鍵を渡す
- ・入居者は、入居後 14 日以内に、転入届（町外から転居する場合）または転居届（町内から入居する場合）を町へ提出